



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化かわさきフェア



令和7年3月10日
報道発表資料
川崎市（環境局）

堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：堤根処理センター整備事業

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）

2 指定開発行為者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田紀彦

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和7年3月10日（月）

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和7年3月10日（月）から令和7年4月8日（火）まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※幸区役所では第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

（2）縦覧場所及び時間

川崎市：川崎区役所12階・田島支所仮庁舎・幸区役所1階・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

午前8時30分～午後5時（環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）

横浜市：横浜市みどり環境局環境影響評価課・鶴見区役所

午前8時45分～午後5時（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（3月10日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html>



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：川崎市環境局施設部施設建設課

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2554

FAX：044-200-3923

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152



環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年3月10日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。